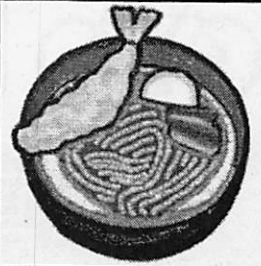




# 野上交番



福山東警察署 084-927-0110

1月10日は

事件ですか事故ですか？

## 110番の日です



警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用について、ご理解・ご協力をいただくよう広く県民のみなさんに呼び掛けています。

「110番」は、事件・事故などを警察に知らせていただくための緊急通報電話です。

緊急の対応を必要としない場合は、「#9110」を利用してください。

いたずら電話は真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、業務の妨害になります。

悪質ないたずらは、検挙されることがありますので絶対にしないでください。

新年あけましておめでとうございませす。  
昨年警察活動にご理解とご協力を賜り、  
ありがとうございます。  
本年もよろしくお願ひ申し上げます。



## 交通事故を起こしたら... その場から逃げないで!

自転車を含める車両運転中に、人や物(動物含む)に衝突するなど、  
交通事故を起こした場合は、道路交通法に定める**義務**が発生します。



### 負傷者の救護

被害者の怪我の応急救護を行い、必要に応じ、119番通報で救急車を呼ぶこと。

### 警察官への報告

交通事故の日時・場所、負傷者の数や程度などを110番通報などで警察に報告すること。



そのポールやガードレールにも、**被害者(管理者)**がいますよ!!



特に、交通事故の相手が子供などで、  
「けがは大したことない、大丈夫」と言われた場合や、  
相手がその場から立ち去った場合も、必ず110番通報などで警察に報告しなければいけません。





# 交通安全ニュース

令和6年  
号外

## 自転車の傘差し運転等は禁止!

～広島県道路交通法細則一部改正・令和6年11月1日施行～

広島県道路交通法施行細則第10条第4号

「傘を差す、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。」

**違反した場合の罰則：5万円以下の罰金**

### 《主な禁止行為》



傘を手に持った運転

傘を手に持って運転することは、視野を妨げたり、安定を失うおそれがあることから禁止



傘を固定した運転

傘スタンドを用いた運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象



携帯扇風機



買い物袋



ペットボトル

物を持つ運転はハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから禁止

自転車で交通事故を起こし他人を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」等により処罰されることがあります。

**重過失致死傷罪の罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

### 自転車運転中の携帯電話使用（いわゆる「ながらスマホ」）禁止



通話



画像注視

自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンを通話のために使用したり、画面に表示された画像を注視することは、改正道路交通法第71条第5号の5（令和6年5月24日公布、6ヶ月以内施行）により禁止です。

**罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

**罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

発行：広島県警察本部交通部交通企画課